

令和5年第11回会津若松市  
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年10月20日（金）午前9時
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆 (遅参)	6番委員	大島 光信
		8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継		
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

7番委員	庄司 遼				
------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

12番委員	本田 武史				
-------	-------	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主事	渡部 恭平				

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第11回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてであります。 署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員11番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員8番 二瓶 正貴委員、農業委員9番 多田 善信委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事について申し上げます。 議事については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>始めに、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第41号の1番について、農業委員11番 渡部 一夫より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、10月16日午後6時より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員10番) 室野井 建一 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第41号 は、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第42号の1番について、農業委員10番 室野井 建一より、ご報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、農業用倉庫として利用するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第3種農地の「市街地内農地」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、10月18日午前11時15分から、農地部会より折笠部会長、渡部副部会長、大島部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であ</p>

<p>会 長</p>	<p>り、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>(農業委員9番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第42号の2番について、農業委員9番 多田 善信より、報告いたします。申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、土壤改良に伴う砂利採取として一時転用するものです。</p> <p>農地区分については農用区域内農地であります。申請事業である「土壤改良に伴う砂利採取」は、一時転用事業と見られることから、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、10月18日午前9時30分から、農地部会より折笠部会長、渡部副部会長、大島部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。</p> <p>また今回は、申請面積が1ヘクタールを超えているため、県農業会議の常設審議委員である磐梯町農業委員会会長 加藤 健一氏による現地調査が、併せて実施されております。</p> <p>本件については、都市計画法は手続き済、農振法・土地改良区は同意済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>(農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり10月18日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請の2件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第42号の2件は、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第43号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員12番) 折笠 康裕 委員</p>	<p>(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 退席</p> <p>はじめに、所有権移転について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>八田地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>農業委員12番 折笠 康裕より、議案第43号 農用地利用集積計画書のうち、所有権移転の1番についてご報告申し上げます。</p> <p>内容については、議案書に記載のとおりであります。当該農地につきましては、本年第7回総会において、福島県農業振興公社への所有権移転が議決され、7月24日に公告された経過にあります。</p> <p>その後、公社といたしましては、農地中間管理機構特例事業の実施に関する規程において、当該農地の売渡し等の相手方としては、一定の要件を満たす認定農業者等と定められていることから、当委員会に対し、売り渡し候補者の推薦依頼がなされたところであります。</p> <p>当委員会といたしましては、「農地移動適正化あっせん基準」に基づき、会長から担当区域の委員に対し候補者の選定を依頼、当該特例事業が効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するとともに、将来的にも地域計画の策定が円滑に進められる、との理由から梶内 正信氏を推薦することとしたものであります。</p> <p>さらに梶内氏から会津若松市を經由し公社に提出された農地売買等支援事業参加申込書など、あっせん会議における審査を経て、売買価格をはじめ当事者間の協議が整ったことから、今般、農用地利用集積計画として議決を得ようとするものであります。</p> <p>なお、所有権移転の時期は、11月中旬を予定しております。説明は以上であります。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員</p>	<p>次に、利用権設定について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 10 番 室野井 建一より利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、経営移譲年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10 月 16 日午後 5 時より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 17 番) 手代木 久司 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 2 番について説明願います。</p> <p>農業委員 17 番 手代木 久司より利用権設定の 2 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 4 番) 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 3 番から 4 番について説明願います。</p> <p>推進委員 4 番 長谷川 幸栄より利用権設定の 3 番から 4 番について、報告いたします。 なお、4 番につきましては他の地区の農地を含んでおりますが、面積が多い川南地区より報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 3 番につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、4 番につきましては経営移譲年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 13 番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 5 番について説明願います。</p> <p>推進委員 13 番 菅井 洋一より、利用権設の 5 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件については経営移譲年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10 月 15 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 8 番) 二瓶 正貴 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 6 番について説明願います。</p> <p>農業委員 8 番 二瓶 正貴より、利用権設の 6 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件については認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10 月 16 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 15 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 7 番から 74 番について説明願います。</p> <p>農業委員 15 番 星 俊典より、利用権設定の 7 番から 74 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件については、中間管理機構関連の農地整備事業を実施した本田地区における集落案件であり、中間管理事業による利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第 43 号 農用地利用集積計画の作成については、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 43 号 は原案のとおり承認するものと決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>(※退席していた梶内委員 入室の上、着席) 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 着席</p> <p>次に、議案第 44 号 現況確認証明願について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 八田地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 1 番) 梶内 徳仁 委員</p>	<p>推進委員 1 番 梶内 徳仁より、議案第 44 号の 1 番について報告いたします。 申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきまして、平成 5 年頃までは耕作をしておりましたが、その後は耕作されておらず、以降、原野化しているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、10 月 18 日午前 10 時 50 分から、農地部会より 折笠部会長、渡部副部会長、大島部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p>
<p>(農地部会長) 折笠 康裕 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり 10 月 18 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第 44 号 現況確認証明願については、現況確認証明書を交付することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 44 号 現況確認証明願については、現況確認証明書を交付することといたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 45 号 令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について を議題といたします。</p>
<p>提出案件について、利用集積推進部会長より説明を求めます。</p>	<p>提出案件について、利用集積推進部会長より説明を求めます。</p>
<p>(利用集積推進部会長) 渡邊 直也 委員</p>	<p>このことについては、第 10 回総会後の農地利用最適化活動報告会において追加・修正の意見を全委員に対し、意見聴取をしたところ、特に意見がなかったことから、第 11 回農業委員会総会の議案第 45 号として上程いたしました。 このような中、令和 5 年産米における高温障害の影響が拡大しており、影響を受ける農業者に対する支援等についても意見書に盛り込むべきと役員会において判断いたしました。 本日、お手元にお配りいたしました「別紙 1 令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)に係る提案事項の追加について」をご覧ください。 今回、追加する事項は 2 点となります。 まず、1 点目です。 「4. その他」の「(4) セーフティネットの充実について」の後段、下線引きした「とりわけ～」以降の部分となりますが、令和 5 年産米における高温障害の発生により収入減となる農業者への支援を国に要請するよう盛り込むものです。 次に、2 点目です。 「(5) 情報化推進に係る予算の確保・拡充について」として、農地管理の情報化の推進、農業委員会活動の効率化を図るために必要となるデジタル機器(タブレット)の導入に係る予算措置を市に求めるものです。 以上、只今ご提案した 2 点を加えた改善に関する意見書(案)について、委員の</p>

<p>会 長</p>	<p>皆さんのご審議をお願いするものです。        なお、本総会で議決をいただければ、11月13日月曜日、午後2時から会津若松市長に対し意見書を提出し、同日午後2時30分から会津若松市議会議長に対し意見書に係る支援を要請することとしております。        意見書の提出、支援要請にあたっては、例年どおり、渡部会長、佐々木会長職務代理人、折笠農地部会長、室野井遊休農地対策部会長、私、利用集積推進部会長の渡邊及び事務局職員により対応したいと考えておりますので、ご了承願います。        提案理由の説明は以上でございます。</p> <p>利用集積推進部会長の説明が終わりました。        本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第45号 令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、原案のとおり決定し、市長及び市議会議長に提出することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。        よって、議案第45号は原案のとおり提出するものと決せられました。        なお、市長への意見書の提出につきましては、利用集積推進部会長より報告がありましたとおり、11月13日に役員で対応してまいります。ご了承願います。</p> <p>次に報告に移ります。        報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局より報告願います。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>はじめに、報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出の1番から8番について、報告いたします。        届出の詳細は、議案書記載のとおりです。        これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の1番について、報告いたします。        届出の詳細は、議案書記載のとおりです。        これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。        なお、都市計画法上の意見としまして、        ①隣接地を含めた一体的土地利用面積が1,000㎡以上となる場合は、開発管理課と協議すること。        ②隣接する土地との境界を明確にすること。        ③施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。        ④必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。        ⑤敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること、との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。        届出の詳細は、議案書記載のとおりです。        これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。        なお、都市計画法上の意見としまして、1番には「引き続き都市計画法第29条の開発許可の手続きを進めること」との意見が付されております。        報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告でございます。ご了承願います。        以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p>

(午前9時30分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年10月20日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員8番 二瓶 正貴

農業委員9番 多田 善信